

ハラル市場の将来展望と認証までのプロセス (全6回)

● Outlook of Halal Food Market and Procedure to Obtain Halal Certificate

第2回 ハラル制度の内容

中京大学 総合政策学部 並河 良一

1. ハラル制度の考え方

今回は、ハラル制度の内容である。ハラル食品とは、単に、豚成分、アルコールを含まない食品という単純なものではない。ハラル制度の基本的な考え方は、「農場から食卓までハラル」、つまり食品のサプライチェーンのすべてのプロセスで、ハラルが確保されてはじめて、その食品がハラルであるというものである。具体的には、その食品が、安全で衛生的であること、原料がハラルであること、とくに食肉についてはイスラム教に則った処理がなされること、食品の製造・加工プロセスにおいてハラルが確保されていること、輸送、陳列段階でハラムのものと接触しないこと、包装がハラルであること、さらには、社内にハラルを確保するための管理組織、研修・教育制度を整備することが求められる。

このようなハラル制度の内容を、マレーシアのハラル制度を参考にして、以下に示す。マレーシアの制度は、体系的で詳細であり、宗教的に厳密であり、その運用も厳しいため、本来のハラルの考え方を正確に表しているからである。マレーシアのハラル制度は、世界のイスラ

ム諸国の中でも有数の厳しさであるため、以下に示す内容が、そのまま他のイスラム諸国のハラル制度にあてはまるわけではない。マレーシアと同じ学派を基礎とするインドネシアの制度の内容も、マレーシアの制度とは微妙に異なる。

2. 原料および成分

(1) 食材

ハラルでない、つまり、使用できない食材を、表1に示す。これらは、主たる食材だけではなく、従たる食材、たとえば少量使用される添加物・調味料としても使用できない。ハラルでない食材は、それが製造プロセスで投入されるだけで、最終製品に残留しない場合(中間投入品)であっても、使用することができない。

表1から、豚だけではなく、いろんな動物、昆虫等が食材として使用できないことがわかる。本来はハラルの動物であっても、豚由来の飼料や酒を与えられた動物もハラルではない。魚類は基本的にはハラルであるが、豚の糞などで汚染された池、豚の飼育場に近接する池に棲息する魚などはハラルではない。植物および果物は、中毒性のもので、健康を害するものを除き、すべてハラルである。

キノコ類や微生物もハラルである。しかし、豚から単離された微生物、豚由来の成分を添加した培地で培養された微生物などはハラルではない。

鉱物、塩、水、天然化学物質はすべてハラルである。

食品に使用されることは稀であるが、人間や動物の排泄物、血液、嘔吐物、膿汁はハラルではない。これらで汚染された餌を与えられた動物などはハラルでなくなる。

アルコール飲料はハラルではない。エタノールそのものが問題ではなく、「飲料としての」アルコールが問題である。しょうゆ等の発酵プロセスで生じた微量のエタノールは、一般的には問題とはならない。ただし、何%のアルコールを含む場合にハラルでなくなるかという、量的な基準は示されていない。ノンアルコールのビールは、アルコールを含んでいないが、ハラルではないとされている。食品製造機器の洗浄用に使用されたアルコールは、飲料としてのアルコールでないので、問題ではないとされる。

遺伝子組み換え生物(GMO)およびその生産物はハラルではない。ハラルでない動物の遺伝物質を用いて作られた食材もハラルではない。GMOを一定の割合以下しか含まない大豆、トウモロコシは、日本の法令上はGMO扱いにならないが、ハラル制度の下では、避けるべき食材とされる。

(2) 派生物

ハラル制度には「派生物」という概念がある。ハラルではない動物のすべての部位はハラルではない。ハラルでないものを原料として製造されたものはすべてハラルではない。このように、ハラルでない食材から「派生」したものは、すべてハラルではないという考え方が「派生物」の概念である。たとえば、豚はハラルではないため、豚肉はもちろん、表2に示すように、脂(ラード)、皮、内臓、血液、骨、毛もハラルではない。また、豚肉を加工したハムやソーセージもハラ

表1 ハラル制度の下で使用できない食材

使用できない食材	例、説明
豚、犬およびそれらの子孫	不浄の程度の高い動物である
長く鋭い歯や牙をもつ動物	虎、熊、象、猫、猿
鉤爪のある鳥、捕食鳥	鷲、ふくろう
病原菌を運ぶ動物や毒を持つ動物	ネズミ、ゴキブリ、ムカデ、サソリ、ヘビ、蜘蛛
嫌悪感をいだかせる動物	蚤、ハエ
蜂、キツツキ	
コバ、ラバ	
ペット動物	
水陸双方に生活する動物	ワニ、カメ、カエル、カニ
人間や動物の排泄物、血液、嘔吐物、膿汁	
アルコール飲料	
遺伝子組み換え生物	
規定外の方法で処理された食肉	豚以外の動物でも使用不可
以上の派生物(Derivatives)	